

設 計		校 合	
--------	--	--------	--

委 託 ~~設 計 書~~
仕 様 書

令 和 8 年 度

件 名 ダイオキシン類大気環境調査業務委託
委託場所 川越市宮下町2丁目7番地4ほか4箇所
設 計 額 ¥
積算原価 (¥)

委 託 の 大 要
ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、川越市内の川越測定局（川越市宮下町2丁目7番地4）ほか4箇所において、大気中のダイオキシン類の調査を年4回実施する。
委 託 の 理 由
ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき、大気中のダイオキシン類の汚染状況を把握するため。

ダイオキシン類大気環境調査業務委託

委託内訳書					
名称	数量	単位	単価	金額	摘要
1 分析費用					
ダイオキシン類(環境大気)	20	検体			コプラナーPCB12項目含む
1小計					
2 機器設置等費用					
設置・測定開始、回収	12	回			3回×4期
点検	24	回			6回×4期
2小計					
3 装置損料					消耗品含む
ハイボリウムサンプラー	20	台			1週間測定
気象観測装置	4	台			
記録計	4	台			
3小計					
4 精度管理費用					
トラベルブランク	12	検体			
二重測定	4	検体			
ハイボリウムサンプラー損料	4	台			消耗品含む
4小計					
5 諸経費	1	式			車両費・報告書作成費含む
計					
消費税					
合計					

業務委託仕様書

- 1 件名
ダイオキシン類大気環境調査業務委託
- 2 調査目的
ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき、川越市内における大気中のダイオキシン類による汚染状況を調査する。
- 3 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日
- 4 委託内容
 - (1) 委託内容
大気中ダイオキシン類の検体採取及び分析（精度管理用の測定を含む）
 - (2) 委託条件
計量法特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の大気認定を受けており、かつ、計量証明事業のうち特定濃度の事業区分で都道府県知事の登録を受けている者であること。
 - (3) 調査時期
春期（5月頃）、夏期（7月頃）、秋期（10月頃）、冬期（1月頃）の年4回とし、発注者の定める日程で行うこと。測定地点の状況が測定に適さないと発注者が判断した場合には、測定を延期して実施する。
 - (4) 調査地点
調査地点は次の5地点とする。ただし、測定に適さない事情が生じた場合には、年度途中であっても測定地点を変更する。
 - ① 芳野中学校（川越市石田本郷733番地）（屋上）
 - ② 広谷小学校（川越市下広谷558番地1）（屋上）
 - ③ 川越測定局（川越市宮下町2丁目7番地4）（屋上）
 - ④ 川越南文化会館（川越市今福1295番地2）（屋上）
 - ⑤ 鯨井中学校（川越市鯨井562番地2）（屋上）
 - (5) 調査項目
 - ① 別表に定めるダイオキシン類（コプラナーPCBsを含む）
 - ② 天候（調査開始日前日及び調査期間中の各測定地点での天候）
 - ③ 鯨井中学校における調査中の気象項目（風向・風速・温度・湿度）
 - ④ 川越測定局における調査中の気象項目（風向・風速・温度・湿度）
（※川越測定局における気象項目に限り測定は発注者でおこなうため、データの集計のみ）
 - (6) 調査方法
 - ① 環境大気測定は次に示すものに準拠する方法とする。ただし、これらに改正があった場合はその適用日より適切に措置すること。
 - ア 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）」
 - イ 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月・環境省水・大気環境局）」
 - ウ 「ダイオキシン類対策特別措置法の施行について（平成12年1月12日通知）」
 - エ 「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（平成17年6月29日改正環境省環境管理局长）」
 - ② 測定は一週間サンプリング手法とする。

(7) 精度管理

- ① トラベルブランクは精度管理として、環境大気測定ごとに3試料行うこと。(年12試料)
- ② 二重測定は精度管理として、環境大気測定ごとに発注者の指示する測定地点において年4回(春期・夏期・秋期・冬期)行うこと。

(8) 装置の設置及び回収

- ① 試料採取装置は、原則として低騒音・低振動のものとする。特に川越測定局は住宅地に立地するため、必ず低騒音・低振動の装置を設置すること。
- ② 装置の設置は、原則として調査開始日の前日(前日が閉館日にあたる施設は前々日)に行うこと。やむを得ず調査開始当日に設置を行う場合は、原則として設置班と開始班の2班体制で業務を行うこと。
- ③ 装置の設置に際しては、装置に異常が生じた場合に備え、予備の装置を適切な台数、現地に持参し作業を行うこと。
- ④ 装置の設置時に装置が適切に稼働することを十分に確認し、支障があるときは速やかに予備の装置と交換すること。
- ⑤ その他、設置方法等に関して発注者から指示がある場合は、指示に従い設置すること。
- ⑥ 試料及び装置の回収については調査終了日に行うこと。

(9) 装置の点検等

- ① 受注者は、調査期間中1日に1度以上各調査地点にて装置等の点検を実施すること。
- ② 点検したときは、吸引速度、積算流量、装置及び試料の状況の点検並びに天候、周辺状況の調査、装置の固定状況等の調査を行い、異常があるときは速やかに発注者へ連絡し、装置を交換する等の適切な措置をすること。また点検した内容について記録すること。

(10) 作業時間

試料採取装置及び気象観測装置の設置、回収並びに調査の開始、終了、点検等に係る作業は原則として9時から16時までに実施することとし、これに必要な人員・装置等を適切に配すること。

(11) その他

- ① 試料採取装置、気象観測装置、ろ紙、ポリウレタンフォーム、延長コード等測定に必要な物品の調達及び設置は受注者が行うこと。
- ② 装置の設置に際しては風雨により飛ばされないよう固定する等、安全面には十分配慮すること。この為に必要なものの一切は受注者の負担とする。
- ③ 屋上に装置を設置する際は、防水シート保護のため、装置と防水シートの間に緩衝剤(ゴムシート等)を挟むこと。
- ④ 採取した試料は、原則、調査終了日のうちにダイオキシン類を分析する場所へ受注者の従業員が自ら直接持ち込むこと。ただし、調査終了日のうちに自ら持ち込みができない場合には、発注者にその旨を連絡すると共に、できる限り早く搬入することとし、搬入後は試料の状況を確認し、その日のうちに発注者に報告すること。
- ⑤ 値の補正にあたって、気圧等に係るデータが必要な場合については、受注者の責任において適切に取得すること。
- ⑥ 試料採取に従事する者は、装置の取扱い等を熟知した者であること。
- ⑦ 分析に従事する者は、十分な経験を有する者であること。

5 調査実施前提出書類

年度初回の調査に係る業務を実施する前に提出する書類は次に掲げるとおりとする。

- ・ 委託業務実施計画書(工程表含)
- ・ 管理技術者等通知書(管理技術者が受注者の従業員であることの証の写しを

添付すること)

- ・ 測定方法（標準作業手順書等、試料採取から分析結果までのフロー、使用する機材（写真撮影等したもの）がわかるもの）
- ・ 計量証明事業登録証の写し
- ・ 認定特定計量証明事業者認定証（大気）の写し
- ・ その他発注者の指示する事項

6 作業工程表

受注者は調査時期（春期・夏期・秋期・冬期）ごとに、作業スケジュールを示した作業工程表を装置設置日の一週間前までに提示し、発注者の同意を得ること。

7 速報

受注者は試料を受け取った後、その分析結果が判明次第、速やかに発注者宛に電子メール等にて分析結果の報告を行うこと。また、分析中に異常が生じた場合もその概要を速報として報告し、発注者の指示を仰ぐこと。

8 報告書等

受注者は冬期調査の試料を受け取った日から起算して60日以内に次に掲げるものを発注者に提出すること。ただし、提出期限が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日とする。

(1) 委託業務実施報告書（川越市様式）

(2) 調査報告書（冊子） 1部

可能な限り両面印刷とし、春期、夏期、秋期、冬期の調査に係る内容を網羅したものであること。また、次に示す内容を記載すること。

- ① 測定結果の概要とそれに対する考察及びグラフ（考察は市測定地点間の比較及び県測定地点との比較を含む）
- ② 測定地点の情報（測定地点名、所在地等と併せ、世界測地系による緯度・経度を記載すること）
- ③ 試料採取状況及び気象状況（現場野帳等）
- ④ 計量証明書
- ⑤ ダイオキシン類の異性体ごとの濃度及び毒性等量
- ⑥ 精度管理に関すること
- ⑦ 県内他地点等との比較及び考察
- ⑧ 現場写真（装置設置状況、ろ紙（採取前及び採取後）、採取試料）
- ⑨ 分析チャート
- ⑩ その他発注者の指示すること

(3) 調査報告書（電子データ）

上記の調査報告書を電子データの記録媒体として提出すること。測定結果はPDFではなくExcelファイルに入力したものとする（Excelデータの表やグラフ等を利用するのでExcelをWordに貼り付けていないExcelデータ）。

(4) その他

発注者指定の電子ファイルの様式に従い、前年度測定データを入力した環境省報告様式分析データを発注者の指定する日（令和8年6月中旬予定）までに、電子データとして提出すること。なお、前年度測定データは発注者が提供する。

9 書類の保存年限

分析に使用した野帳、その他提出物はすべて提出後3年間保存し、発注者の求める時は速やかに提出に応じること。

10 発注者の責任の範囲

発注者の故意・過失によらず生じた装置等の破損・滅失等は、全て受注者の責任

にて対処すること。

11 法令順守

受注者は法律、条例その他の法規を順守し、その業務にあたること。

12 消費税

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

13 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

14 支払方法

完了払いとする。

15 その他

仕様書に定めのない事項、業務中に生じた疑義については双方が協議をして別途定める。

1. ポリクロロジベンゾーパラージオキシン及びポリクロロジベンゾフラン

塩素数	ポリクロロジベンゾーパラージオキシン	ポリクロロジベンゾフラン
4	1, 3, 6, 8-TeCDD 1, 3, 7, 9-TeCDD 2, 3, 7, 8-TeCDD その他のTeCDDs	1, 2, 7, 8-TeCDF 2, 3, 7, 8-TeCDF その他のTeCDFs
5	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD その他のPeCDDs	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF 2, 3, 4, 7, 8-PeCDF その他のPeCDFs
6	1, 2, 3, 4, 7, 8 -HxCDD 1, 2, 3, 6, 7, 8 -HxCDD 1, 2, 3, 7, 8, 9 -HxCDD その他のHxCDDs	1, 2, 3, 4, 7, 8 -HxCDF 1, 2, 3, 6, 7, 8 -HxCDF 1, 2, 3, 7, 8, 9 -HxCDF 2, 3, 4, 6, 7, 8 -HxCDF その他のHxCDFs
7	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 -HpCDD その他のHpCDDs	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 -HpCDF 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9 -HpCDF その他のHpCDFs
8	OCDD	OCDF

2. コプラナーポリクロロビフェニル

塩素数	ノンオルトPCBs	モノオルトPCBs
4	3, 4, 4', 5-TeCB (#81) 3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)	
5	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123) 2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118) 2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105) 2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)
6	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167) 2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156) 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)
7		2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)

() 内の番号は、IUPAC No.